

ご遺族の皆様へ おくやみハンドブック



武蔵野市

ご遺族の皆様へ

チェックリスト

ご家族のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

武蔵野市では、大切なご家族を亡くされたときにご遺族の皆様がしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立つことを願っております。

武蔵野市

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(49 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (50 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (49 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (50 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

- ☐ 介護保険被保険者証

介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）

- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）

- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）、自立支援医療受給者証

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）

本人確認書類について

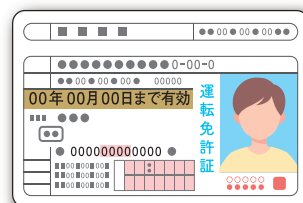
- ☐ 1点で本人確認できる書類（有効期限内の顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみ窓口のご案内

武蔵野市では、亡くなられた方の市役所に関する手続きを行うための専用窓口「おくやみ窓口」を設置しています。亡くなられた方やご遺族の方の状況に応じて必要な手続きをワンストップでご案内いたします。ご利用には、事前にホームページまたは電話での予約が必要となります。

おくやみ窓口でできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、ワンストップで受付することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、一部の申請書について、亡くなられた方の住所・氏名などの情報をあらかじめ印字することで、書類の記載を一部省略できます。

●専用窓口で安心して御相談いただけます



予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

●市ホームページから電子申請（24 時間受付）

- ① 下記 URL を検索または二次元コードからアクセス
- ② 画面の指示にしたがって申請してください。

【URL】

<https://logoform.jp/form/SK8e/647237>

●電話予約

電話番号：**0422-60-1965**

受付時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）



おくやみに関する手続きガイドもあります

表示される質問に答えるだけで必要な手続きや持ち物などがわかります。おくやみ窓口に来庁することができない方や、ご自身で手続きを進めたい方は、ぜひご利用ください。

右記二次元コードまたは市ホームページからご利用ください。



<市ホームページ>

トップページ>暮らし・手続き>届出・証明>おくやみ手続き
>おくやみ手続きガイド（死亡の届出に伴う手続きの自動案内）

武蔵野市で必要な手続きについては9ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、必要な手続きをできるだけ負担なく済ませられるようご遺族の「おもい」に寄り添いご案内いたします。

武蔵野市おくやみ窓口

場 所：武蔵野市役所 西棟7階

受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時まで
（土・日・祝休日・年末年始を除く）

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを御参照ください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
戸籍・住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.9
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	亡くなられた方が世帯主で、その方以外に15歳以上の世帯員が2名以上いる世帯である	P.10
	☐	亡くなられた方の戸籍に関する証明が必要になった	
	☐	亡くなられた方の住民票の除票が必要になった	P.11
健康保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.11~13
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.14~16
年金	☐	年金に加入していたが年金を受給せずに亡くなられた	P.16
	☐	年金を受給していた	P.17
	☐	農業者年金を受給していた	P.18
税金	☐	市税の納付が済んでいない	
	☐	亡くなる前年に課税所得があった	P.19
	☐	武蔵野市内に固定資産を持っていた(相続登記が済んでいない)	P.20
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.21
介護保険 高齢福祉	☐	65歳以上または要介護認定を受けていた	P.22
	☐	介護保険料を武蔵野市に納めていた(65歳以上の方)	P.22~23

区分	☑	該当事項	詳細ページ
高齢福祉 介護保険	☐	介護・介護予防サービスを利用していた	P.24
	☐	介護保険以外の武蔵野市独自サービスを利用していた	
	☐	医療や障害などの各種控除対象となる方	P.25
障害福祉	☐	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	P.26
	☐	特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当・児童育成（障害）手当を受給していた	P.27
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.28
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.29
	☐	福祉タクシー券・ガソリン費助成を利用していた	
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
	☐	心身障害者福祉手当を受給していた	P.30
	☐	重度心身障害者手当を受給していた	
	☐	心身障害者医療費助成制度（マル障）を受給していた	
	☐	重度心身障害者理容・美容サービス助成事業を利用していた	P.31
	☐	心身障害者住宅費助成を受給していた	
	☐	特定医療費助成（指定難病等）、特定疾病療養受療証（都医療券）、B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成等を受給していた	
	☐	難病者福祉手当、難病者援護金（通院費）を受給していた	P.32

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを御参照ください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.32
	☐	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等住宅費助成を受給していた	P.33
	☐	子ども医療費助成医療証を交付されていた	
	☐	ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた	P.34
	☐	養育医療券を交付されていた	
	☐	私立幼稚園等保護者補助金を申請している	P.35
	☐	教育・保育給付認定を受けている	
	☐	施設等利用給付認定を受けている	
	☐	認可外保育施設入所児童保育助成金を申請している	P.36
上下水道	☐	上下水道を使用していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
その他	☐	家財整理をしたい	P.37
	☐	道路を占用していた	
	☐	特定公共物（道路法の道路以外の公共道・河川等）を占用していた	P.38
	☐	農地を所有していた	
	☐	市営住宅に住んでいた	
	☐	市の福祉型住宅に住んでいた	P.39
	☐	都営住宅に住んでいた	
	☐	長期優良住宅を所有していた	
	☐	生活保護を受給していた	P.40
	☐	パートナーシップ届受理証等を交付されていた	
	☐	災害により亡くなられた	P.41
	☐	市報の配布を停止したい	
	☐	市民葬儀（比較的安い料金で葬儀を行える制度）を利用したい	P.42
	☐	戦没者（または戦傷病者）の妻に対する特別給付金、戦没者の遺族等に対する弔慰金を受給していた	

1. 戸籍・住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの破棄または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。マイナンバーカード・住民基本台帳カードは返却していただく必要はありません。 ※相続などの手続きの際に個人番号が必要になる場合があります。一定期間保管の上、破棄していただくか、返却を希望される場合はお返しく下さい。	なし
	手続きが可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0422-60-1839

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の破棄または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、破棄または返却してください。	なし
	手続きが可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0422-60-1839

亡くなられた方が世帯主で、その方以外に15歳以上の世帯員が2名以上いる世帯である

手続き 世帯主の変更届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、その方以外に15歳以上の世帯員が2名以上いる世帯の場合は、亡くなられた日から14日以内に新しい世帯主を決めて届出してください。	14日以内
	手続きが可能な方
	亡くなられた方と同世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 窓口手続きに来られる方の本人確認ができるもの	市民課 ☎ 0422-60-1839

亡くなられた方の戸籍に関する証明が必要になった

手続き 戸籍に関する証明書の発行

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の本籍地が武蔵野市で、武蔵野市に死亡届を届出した場合、おおむね1週間程度で戸籍に死亡事項が記載されます。武蔵野市ではない市区町村に死亡届を届出した場合は、おおむね2週間から1か月程度かかります。令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍を請求（広域交付）することができます。広域交付による請求は、死亡した方の配偶者、または直系親族に限ります。 ※出生から死亡までの戸籍の申請や本籍地が複数の市区町村をまたぐ場合は時間がかかります。	必要に応じて
	手続きが可能な方
	戸籍に記載されている方、 戸籍に記載されている方の 配偶者または直系親族に あたる方、相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請される方の本人確認書類 (広域交付の場合は、顔写真付きに限る) ※関係性が確認できる戸籍などの資料や委任状が必要になる場合があります。詳細は事前にお問い合わせください。	市民課 ☎ 0422-60-1839

MEMO

1. 戸籍・住民登録に関する手続き

亡くなられた方の住民票の除票が必要になった

手続き 住民票の除票の発行

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の住民登録地が武蔵野市で、武蔵野市に死亡届を届出した場合、死亡の記載のある住民票（除票）ができあがるまで、おおむね3開庁日程度かかります。武蔵野市ではない市区町村に死亡届を届出した場合は、おおむね10開庁日程度かかります。 ※請求には、除票の写しを必要とする正当な理由がわかる資料や死亡者と請求者との関係がわかる書類が必要になります。詳細は事前に問い合わせください。	必要に応じて 手続きが可能な方 正当な請求理由のある方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請される方の本人確認書類 ☐ 請求理由を客観的に証明する書類	市民課 ☎ 0422-60-1839

2. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
「国民健康保険被保険者証」「高齢受給者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」をご返却ください。 ・保険年金課、市政センターで手続き可 ・郵送で手続き可 ※返却が困難な場合は、破棄していただいて構いません。	なし 手続きが可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 ☐ お持ちの方は高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証	保険年金課 ☎ 0422-60-1834

2. 健康保険に関する手続き

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ・保険年金課で手続き可 ・市政センターで手続き可 ・郵送で手続き可 ※職場等の健康保険の被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続きが可能な方 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請書 ・保険年金課、市政センター窓口にあります。 ・市 HP に申請書様式データあり。 ・ご連絡をいただければ申請書を郵送でお送りします。 ☐ 葬祭の執行を証明する書類 （葬祭の領収書・会葬礼状など※葬祭を行った方の氏名が記載されている書類が必要） ☐ 葬祭を行った方の振り込み先がわかるもの（通帳など） ☐ 誓約書（亡くなられた方と葬祭を行った方が別世帯の場合）	保険年金課 ☎ 0422-60-1834

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
【該当の方には、後日市から申請書等が届きます】 亡くなられた被保険者が高額療養費の対象者である場合、診療月の約4か月後に高額療養費支給申請書をお送りします。亡くなられた方が単身世帯の場合、相続人代表者届を同封して生前の住所（相続人様宛）にお送りします。	2年間以内
	手続きが可能な方 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【該当の方には、後日市から申請書等が届きます】 ☐ 申請書 ☐ 相続人代表者届（亡くなられた方と相続人が別世帯の場合のみ） ☐ 相続人代表者の本人確認書類（公的機関発行のもの）の写し（アまたはイ） ア：顔写真あり1点 イ：顔写真なし2点 ☐ 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本の写し等。故人と相続人が別世帯の場合のみ） ☐ 預金通帳等（相続人のもの） ☐ 診療の領収書	保険年金課 ☎ 0422-60-1834

2. 健康保険に関する手続き

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、亡くなられた方の生前のご住所に保険税の未納または還付に関するお手紙等を送付する場合があります。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は、送付先変更届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	約 2 週間以内
	手続きが可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者の本人確認書類（公的機関発行のもの）の写し（アまたはイ） ア：顔写真あり1点 イ：顔写真なし2点	保険年金課 ☎ 0422-60-1834

手続き⑤ 保険税の精算

手続き詳細	期 限
【該当の方には、後日市から通知等が届きます】 亡くなられた方の保険税は、亡くなられた月の前月分（月の末日に亡くなられた場合は死亡月分）までかかります。保険税を再計算した「保険税のお知らせ」を、通常1～2か月後にお送りしています。5～6月に亡くなられた方については、当初賦課の時期（7月）に該当月数で計算してお知らせします。また、4月に亡くなられた方については、年度の切替により特に精算は発生しないため（年金天引きの方を除く）、再計算したお知らせはお送りしておりません。再計算により、納めすぎた保険税がある場合は、後日還付に関する書類を送付します。	—
	手続きが可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【該当の方には、後日市から通知等が届きます】	保険年金課 ☎ 0422-60-1835

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
「後期高齢者医療被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」をご返却ください。 ・保険年金課で手続き可 ・市政センターで手続き可 ・郵送で手続き可	なし 手続きが可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ☐ お持ちの方は限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証	保険年金課 ☎ 0422-60-1913

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ・保険年金課で手続き可 ・市政センターで手続き可 ・郵送で手続き可	葬祭を行った日の翌日から 2 年間 手続きが可能な方 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請書 ・保険年金課、市政センター窓口にあり。 ・市 HP に申請書様式のデータあり。 ・ご連絡をいただければ申請書を郵送でお送りします。 ☐ 葬祭の執行を証明する書類のコピー （葬祭の領収書・会葬礼状など※葬祭を行った方の氏名が記載されている書類が必要） ☐ 葬祭を行った方の振り込み先がわかるもの（通帳など）	保険年金課 ☎ 0422-60-1913

2. 健康保険に関する手続き

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
【該当の方には、後日市から申請書などが届きます】 高額療養費は、月ごとの保険診療分のお支払い合計額が限度額を超えた場合、超えた分を支給します。支給金額は診療を受けた月の概ね4か月後に確定します。該当する場合は、亡くなられた方の住民登録地（送付先の設定がされている場合は送付先）に書類をお送りします。 ・保険年金課で手続き可 ・郵送で手続き可	2 年間以内
	手続きが可能な方 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【該当の方には、後日市から申請書などが届きます】 ☐ 申請書 ☐ 相続人代表者届 ☐ 相続人代表者の本人確認書類（公的機関発行のもの）の写し（アまたはイ） ア：顔写真あり1点 イ：顔写真なし2点	保険年金課 ☎ 0422-60-1913

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市から亡くなられた方の生前のご住所に保険料の変更または還付に関するお手紙等を送付する場合があります。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が市へ返戻になるおそれのある方は、送付先変更届をご提出ください。 ・保険年金課で手続き可 ・郵送で手続き可	お早めに
	手続きが可能な方 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 送付先変更届 ・保険年金課窓口にあります。 ・市 HP に申請書様式のデータあり。 ・ご連絡をいただければ送付先変更届を郵送でお送りします。 ☐ 届出人の本人確認書類（公的機関発行のもの）の写し（アまたはイ） ア：顔写真あり 1 点 イ：顔写真なし 2 点	保険年金課 ☎ 0422-60-1913

手続き⑤ 保険料の精算

手続き詳細	期 限
【該当の方には、後日市から通知などが届きます】 亡くなられた方の保険料は、亡くなられた月の前月分（月の末日に亡くなられた場合は死亡月分）までかかります。保険料を再計算した「保険料のお知らせ」を、通常1～2か月後にお送りしています。5～6月に亡くなられた方については、当初賦課の時期（7月）に該当月数で計算してお知らせします。また、4月に亡くなられた方については、年度の切替により特に精算は発生しないため（年金天引きの方を除く）、再計算したお知らせはお送りしておりません。再計算により、納めすぎた保険料がある場合は、後日還付に関する書類を送付します。	— 手続きが可能な方 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【該当の方には、後日市から通知などが届きます】	保険年金課 ☎ 0422-60-1913

3. 年金に関する手続き

年金に加入していたが年金を受給せずに亡くなられた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、亡くなられた方が加入していた年金（国民年金・厚生年金はねんきんダイヤル、共済年金は所属の共済組合）へお問い合わせください。 ※直接年金事務所に行く場合、予約が必要な場合がありますので、まずはお電話にてお問い合わせください。 ※ねんきんダイヤルに問い合わせた結果、市役所でも手続きが可能な場合は、必要書類をご用意の上、お手続きください。	お早めに 手続きが可能な方 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせやご予約の際は亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをお手元にご準備ください。 手続きに必要なものは問い合わせ先からの案内に従ってご用意ください。 ※亡くなられた方に配偶者がいる場合は、配偶者の基礎年金番号がわかるものもご準備ください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 * 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6700-1165 * 共済年金加入者は、所属の共済組合へ 武蔵野年金事務所 ☎ 0422-56-1411（代表） 国民年金課（音声案内②→②） 市保険年金課 ☎ 0422-60-1837

3. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、亡くなられた方が、受給されていた年金（基礎年金〔国民年金〕・厚生年金はねんきんダイヤル、共済年金受給者は所属の共済組合、基金年金は受給の基金）へお問い合わせください。 ※直接年金事務所に行く場合、予約が必要となりますので、まずはお電話にてお問い合わせください。 ※ねんきんダイヤルに問い合わせた結果、市役所でも手続きが可能な場合は、必要書類をご用意の上、お手続きください。	お早めに
	手続きが可能な方 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせやご予約の際は亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをお手元にご準備ください。 手続きに必要なものは問い合わせ先からの案内に従ってご用意ください。 ※亡くなられた方に配偶者がいる場合は、配偶者の基礎年金番号がわかるものもご準備ください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 * 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6700-1165 共済年金受給者は受給の共済組合へ、基金年金は受給の基金へ 武蔵野年金事務所 ☎ 0422-56-1411（代表） お客様相談室（音声案内 ①→①） 市保険年金課 ☎ 0422-60-1837

MEMO

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続きが可能な方
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 ※詳細は右記までお問い合わせください。	農業委員会事務局 ☎ 0422-60-1833

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続きが可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	納税課 ☎ 0422-60-1827

手続き② 口座振替解除の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動振込）を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の解除を申し出てください。	なし
	手続きが可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	納税課 ☎ 0422-60-1827

4. 税金に関する手続き

亡くなる前年に課税所得があった

手続き 相続人代表者届の提出

手続き詳細	期 限
※ここでは、市民税・都民税・森林環境税のことを「住民税」と呼びます。亡くなられた方に住民税が課税されている場合、住民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 当該年度の納税通知書が届く前に亡くなられた方にも、前年の所得に応じて市民税が課税される場合があります。 ※相当の期間内に「相続人代表者届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	相当な期間 1～5月に亡くなられた場合は、なるべくお早めにご連絡ください
	手続きが可能な方 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	市民税課 ☎ 0422-60-1823 管轄の裁判所 東京家庭裁判所立川支部 ☎ 042-845-0317

MEMO

武蔵野市内に固定資産を持っていた（相続登記が済んでいない）

手続き① 相続人代表者届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。市外に固定資産をお持ちの方は、所在の市区町村へお問い合わせください。	相当な期間（概ね3か月） ※1～4月は、なるべくお早めにご連絡ください 手続きが可能な方 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	資産税課 ☎ 0422-60-1825（家屋） 0422-60-1826（土地）

手続き② 未登記家屋所有者変更届の提出

手続き詳細	期 限
表題登記をしていない未登記家屋について、所有者の変更をする届出になります。	相当な期間（概ね3か月）
必要なもの	手続きが可能な方
☐ 遺産分割協議書 （または相続人全員による同意書及び戸籍謄本などの相続人であることを証する書類） ☐ 登録印（実印） ☐ 印鑑証明書等	新所有者となる方 問い合わせ先 資産税課 ☎ 0422-60-1825（家屋）

手続き③ 相続登記（不動産登記）

手続き詳細	期 限
相続登記は、別途法務局でのお手続きをお願いします。	管轄の法務局にご確認ください
必要なもの	手続きが可能な方
管轄の法務局にご確認ください。 ※武蔵野市内に所在する不動産の管轄は府中支局となります。	管轄の法務局にご確認ください 問い合わせ先 管轄の法務局 ☎ 042-335-4753 （府中支局）

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用等)を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	なし (なるべくお早めにお手続きください)
必要なもの	手続きが可能な方
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 市民税課管理係 ☎ 0422-60-1822

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	なし (なるべくお早めにお手続きください)
必要なもの	手続きが可能な方
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 市民税課管理係 ☎ 0422-60-1822

5. 介護保険・高齢福祉に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
死亡に伴う一連のお手続きが終了したら、お持ちの証書（介護保険被保険者、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）を返却してください。	なし
	手続きが可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） ☐ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）	高齢者支援課 ☎ 0422-60-1845

介護保険料を武蔵野市に納めていた（65歳以上の方）

手続き ① 介護保険料の精算

手続き詳細	期 限
【該当の方には、後日市から通知等が届きます】 亡くなられた方の介護保険料は、亡くなられた月の前月分（月の末日に亡くなられた場合は死亡月分）までかかります。再計算により、年間の介護保険料額が変更になった場合は、「介護保険料変更通知書」を、通常1～2か月後にお送りします。また、再計算により納めすぎた介護保険料がある場合は、後日還付に関する書類を送付します。	なし
	手続きが可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【該当の方には、後日市から通知等が届きます】	高齢者支援課 ☎ 0422-60-1845

5. 介護保険・高齢福祉に関する手続き

手続き② 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市から亡くなられた方の生前のご住所に介護保険料の変更通知書または還付等に関するお手紙を送付する場合がございます。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が届かなくなるおそれのある方は同届をご提出ください。なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	なし
	手続きが可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続き者の本人確認書類	高齢者支援課 ☎ 0422-60-1845

手続き③ 介護保険料還付金振込依頼書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市から介護保険還付（充当）通知書と相続人代表者届兼介護保険料還付金振込依頼書を還付金が発生している方に郵送します。相続人代表者届兼介護保険料還付金振込依頼書に相続人代表者名義の口座を記入し、同封の返信用封筒にて市に返送してください。	なし
	手続きが可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者支援課 ☎ 0422-60-1845

手続き④ 介護保険料の納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険料の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている介護保険料納入通知書にて未納金額を確認の上、同封の納付書で納付をしてください。	介護保険料納入通知書に記載の納付期限まで
	手続きが可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険料納付書	高齢者支援課 ☎ 0422-60-1845

介護・介護予防サービスを利用していた

手続き 相続人代表者届の提出

手続き詳細	期 限
【該当の方には、後日市から通知などが届きます】 亡くなられた方が以下のサービスをご利用されていた場合、引き続き市から給付費を支給することがあります。その際は市から「相続人代表者届」をお送りいたしますので、相続人代表者の方の口座をご記入いただき、ご提出ください。 ○対象サービス ・介護保険高額介護（介護予防）サービス ・武蔵野市介護保険利用者負担額助成事業	2年以内 手続きが可能な方 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【該当の方には、後日市から通知などが届きます】 ☐ 相続人代表者届 ☐ 印鑑 ☐ 相続人の振込口座のわかるもの	高齢者支援課 ☎ 0422-60-1845

介護保険以外の武蔵野市独自サービスを利用していた

手続き 廃止届などの提出

手続き詳細	期 限
「家族介護用品支給事業（おむつ）」や「救急通報装置（火災センサー）の貸与」、「寝具乾燥及び消毒サービス」など、武蔵野市独自の福祉サービスを利用していた方は、廃止届の提出などのお手続きが必要です。	なし （なるべくお早めにお手続きください） 手続きが可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のお名前、住所がわかるもの	高齢者支援課 ☎ 0422-60-1846

5. 介護保険・高齢福祉に関する手続き

医療や障害などの各種控除対象となる方

手続き① おむつ使用証明書または主治医意見書内容確認書

手続き詳細	期 限
傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けていて、おむつを使う必要があると認められる場合には、税務申告によりおむつ代が医療費控除の対象となることがあります。控除を受けるためには、医師の記載した「おむつ使用証明書」及び医療費控除の明細書が必要です。 「おむつ使用証明書」の作成には医療機関が定めた文書料がかかりますので、予めご了承ください。なお、一定の条件を満たす方について、「おむつ使用証明書」の代わりとなる「主治医意見書内容確認書」を交付します。なお、税務申告については税務署までお問い合わせください。	なし
	手続きが可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者支援課 ☎ 0422-60-1866 武蔵野税務署 ☎ 0422-53-1311

手続き② 障害者控除対象者認定書の交付について

手続き詳細	期 限
65歳以上で市内に住民登録があり、要介護または要支援認定を受けていて、一定基準を満たす方に対し、申請により障害者控除対象者認定書（※税の障害者控除に使用します）を交付します。すでに身体障害者手帳等をお持ちの場合は、手帳による申告も可能です。ただし、手帳による普通障害者控除対象者の方でも、本制度により特別障害者控除の対象になる場合がございます。発行には申請から1週間から10日程度かかります。なお、税務申告については税務署までお問い合わせください。	なし
	手続きが可能な方
	親族または成年後見人
必要なもの	問い合わせ先
なし ※成年後見人：登記事項証明書の提出	高齢者支援課 ☎ 0422-60-1925

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還・返還届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）または、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なるべく早く
	手続きが可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバーカード ☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していた

手続き 受給資格者異動届の提出、未支払金請求書の提出（同一生計者のみ）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給者の配偶者または扶養義務者で、かつ同一生計者の方は、未払い分の手当があれば請求の手続きができます。未支払特別障害者手当請求書を提出してください。	死亡日から14日以内
	手続きが可能な方
	ご親族及び同一生計の配偶者または扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

特別児童扶養手当・児童育成（障害）手当を受給していた

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届提出
(未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、亡くなられた方に代わって対象児童を養育する方がいる場合は、受給者変更の手続きとなります。	死亡日から15日以内
	手続きが可能な方
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し ☐ 受給者変更の手続きをする場合は、認定請求者及び対象児童の戸籍謄本と、振込口座の通帳の写し	子ども子育て支援課 ☎ 0422-60-1852

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	死亡日から15日以内
	手続きが可能な方
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども子育て支援課 ☎ 0422-60-1852

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。東京都扶養共済事務センターまたは年金管理者がお住まいの自治体にてお手続きができます。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続きが可能な方
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票または戸籍抄本 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの ☐ 印鑑	東京都扶養共済事務センター ☎ 03-3344-8633 障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金支給請求の手続きが必要となります。東京都扶養共済事務センターまたは年金管理者がお住まいの自治体にてお手続きができます。	死亡日から14日以内
	手続きが可能な方
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの ☐ 印鑑	東京都扶養共済事務センター ☎ 03-3344-8633 障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

6. 障害福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還、返還届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用できなくなります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに 手続きが可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

福祉タクシー券・ガソリン費助成を利用していた

手続き 異動届の提出と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
受給資格を喪失した異動届を提出してください。また、亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	速やかに 手続きが可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの場合は、返却してください。また「障害者探索サービス」や「救急代理通報装置」を利用していた場合は、変更届を提出し、機器を返却してください。	なし 手続きが可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証等 ☐ GPS端末及び充電器 ※救急代理通報装置については、撤去のため、業者が自宅へ訪問します。	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1847

心身障害者福祉手当を受給していた

手続き 異動届の提出、未払金請求書の提出（同一世帯の方）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。異動届を提出してください。同一世帯の方は、未払い分の手当があれば請求の手続きができます。未払金請求書を提出してください。	速やかに 手続きが可能な方 どなたでも可（未払金請求書の提出は、同一世帯の方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

重度心身障害者手当を受給していた

手続き 死亡届の提出、未支払手当請求書等の提出（父母または介護者）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。死亡届を提出してください。父母または介護者は、未払い分の手当があれば請求の手続きができます。未支払手当請求書等を提出してください。	速やかに 手続きが可能な方 どなたでも可（未払金請求書の提出は、父母または介護者）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、未払分請求者の振込口座がわかるもの ☐ 相続人が同居親族以外の場合は、受給者と相続人との続柄がわかるもの（戸籍謄本など）	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

心身障害者医療費助成制度（マル障）を受給していた

手続き 変更届の提出、受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者医療費助成制度（マル障）を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。変更届を提出してください。また、受給者証を返却してください。	速やかに 手続きが可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマル障受給者証	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

6. 障害福祉に関する手続き

重度心身障害者理容・美容サービス助成事業を利用していた

手続き 理容・美容券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者理容・美容サービス助成事業を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。理容・美容券を返却してください。	速やかに
	手続きが可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

心身障害者住宅費助成を受給していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者住宅費助成を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。異動届を提出してください。同一生計の方は、未払い分の助成費がある場合は、請求の手続きができます。	速やかに
	手続きが可能な方
	どなたでも可（未払金請求者は同一生計の方）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払分がある場合は、未払金請求者の振込口座がわかるもの ☐ 印鑑	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

特定医療費助成（指定難病等）、特定疾病療養受療証（都医療券）、B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成等を受給していた

手続き 受給者証・医療券等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が上記の医療費助成等を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。受給者証・医療券等を返却してください。	速やかに
	手続きが可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の受給者証、医療券	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

難病者福祉手当、難病者援護金（通院費）を受給していた

手続き 受給者異動届の提出、未支払金請求書の提出（同一世帯の方）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が難病者福祉手当、難病者援護金（通院費）を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。同一世帯の方は、未払い分の手当があれば請求の手続きが出来ます。未支払金請求書を提出してください。	速やかに
必要なもの	手続きが可能な方
☐ 印鑑	どなたでも可（未払金請求書の提出は、同一世帯の方）
	問い合わせ先
	障害者福祉課 ☎ 0422-60-1904

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き（オンライン可）

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更手続きが必要となります。なお、オンラインでもできます。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から15日以内
必要なもの（来庁する場合）	手続きが可能な方
☐ 受給者変更をする方の名義の振込先情報 （通帳またはキャッシュカード等）	児童の保護者
☐ 手続きする方の本人確認書類	問い合わせ先
☐ 対象児童（複数いる場合は年齢が一番上の子）名義の振込先情報（通帳またはキャッシュカード等）	子ども子育て支援課 ☎ 0422-60-1852

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等住宅費助成を受給していた

手続き 受給者の死亡届を提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合や、受給者を変更する場合は別途手続きが必要ですので、お電話でご相談ください。	14 日以内
	手続きが可能な方
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 対象児童（複数いる場合は年齢が一番上の子）名義の振込先情報（通帳またはキャッシュカード等）	子ども子育て支援課 ☎ 0422-60-1963

子ども医療費助成医療証を交付されていた

手続き 受給者変更手続き（オンライン可）

手続き詳細	期 限
【保護者が亡くなられた場合】 受給者変更手続き、医療証の破棄または返納 【子どもが亡くなられた場合】 医療証の破棄または返納 保護者が亡くなられた場合、受給者の変更が必要となります。 子ども医療費助成医療証を交付していた子どもが亡くなられた場合、その子どもの医療証は死亡日をもって失効となりますので、ご自身で破棄していただくか返納してください。なお、手続きはオンラインでもでき、市政センターでも受け付けています。	2 か月以内
	手続きが可能な方
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
保護者が亡くなられ、受給者変更をする場合 ☐ 子ども医療費助成医療証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 子どもの健康保険証	子ども子育て支援課 ☎ 0422-60-1852

ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた

手続き 受給者の変更手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付していた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。受給者を変更する場合は別途手続きが必要です。お電話でご相談ください。	なし
	手続きが可能な方
	【受給者が亡くなられた場合】 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費助成医療証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子ども子育て支援課 ☎ 0422-60-1963

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続きが可能な方
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	健康課 ☎ 0422-51-0700

7. 子どもに関する手続き

私立幼稚園等保護者補助金を申請している

手続き 世帯状況が変更したことに伴う変更届等の提出

手続き詳細	期 限
私立幼稚園等に通う園児の保護者が亡くなられた場合、世帯状況の変更に伴い補助金額に変更等が生じる可能性がありますので、変更届を提出してください。	原則1か月以内
	手続きが可能な方
	園児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の印鑑 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子ども育成課 ☎ 0422-60-1843

教育・保育給付認定を受けている

手続き 世帯状況が変更したことに伴う変更届等の提出

手続き詳細	期 限
市内認可保育施設に通う乳幼児の保護者が亡くなられた場合、変更届（教育・保育給付認定変更申請書兼届出書）を保育施設に提出してください。保育料が変更になる可能性があります。	おおむね2週間以内
必要なもの	手続きが可能な方
☐ 支給認定証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	乳幼児の保護者
	問い合わせ先
	子ども育成課 ☎ 0422-60-1854

施設等利用給付認定を受けている

手続き 世帯状況が変更したことに伴う変更届等の提出

手続き詳細	期 限
認可外保育施設や、幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する乳幼児の保護者が亡くなられた場合は変更届（施設等利用給付認定変更申請書兼届出書）を市に提出してください。	おおむね2週間以内
	手続きが可能な方
	乳幼児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 支給認定証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子ども育成課 ☎ 0422-60-1854

認可外保育施設入所児童保育助成金を申請している

手続き 世帯状況が変更したことに伴う変更届等の提出

手続き詳細	期 限
認証保育所または企業主導型保育事業に入所している乳幼児の保護者が亡くなられた場合、世帯状況の変更に伴い補助金額に変更等が生じる可能性がありますので、子ども育成課へご連絡ください。	原則1か月以内
	手続きが可能な方
	乳幼児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の印鑑 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子ども育成課 ☎ 0422-60-1843

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または使用中止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または使用中止手続きが必要となります。 ※電話手続き可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続きが可能な方
	ご親族または同居人の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道お客様センター ☎ 0422-52-0733

MEMO

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き クリーンセンターへのごみの持込み

手続き詳細	期 限
クリーンセンターへごみを持ち込む際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類及び持ち込む方の本人確認書類を持参し、クリーンセンターの受付職員に提示してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。詳しくはお問い合わせください。 ※ごみの発生場所（住所）が武蔵野市外の場合は持込みができません。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続きが可能な方
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税通知書等） ☐ ごみを持ち込む方の本人確認書類	ご親族の方 問い合わせ先 ごみ総合対策課 ☎ 0422-60-1802

道路を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義を変更する場合は、占用者等変更の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、占用廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続きが可能な方
	占用物件を相続された方
必要なもの	問い合わせ先
【道路占用許可の名義の変更（相続される場合）】 ☐ 道路占用者等変更届の提出 【道路占用許可の廃止】 ☐ 道路占用許可廃止届の提出 ※詳細は事前にお問い合わせください。	道路管理課 ☎ 0422-60-1857

MEMO

特定公共物（道路法の道路以外の公共道・河川等）を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義を変更する場合は、占用者等変更の手続きをしてください。占用許可を廃止する場合は、占用廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに 手続きが可能な方 占用物件を相続された方
必要なもの	問い合わせ先
【特定公共物占用許可の名義の変更（相続される場合）】 ☐ 特定公共物占用の占用者等変更届の提出 【特定公共物占用許可の廃止】 ☐ 特定公共物の占用許可廃止届の提出 ※詳細は事前にお問い合わせください。	道路管理課 ☎ 0422-60-1857

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続により、農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、農業委員会に届出書を遅滞なく提出することとなっています。	速やかに 手続きが可能な方 農地の権利取得者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 全部事項証明書の写し（土地の名義変更後） ☐ 公図の写し ☐ 土地の案内図 など	農業委員会事務局 ☎ 0422-60-1833

市営住宅に住んでいた

手続き 住宅返還や世帯員変更に関する手続き

手続き詳細	期 限
状況によって手続きが異なりますので、詳しくは住宅対策課公営住宅等担当までご確認ください。	できるだけ速やかに 手続きが可能な方 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
状況によって手続きが異なりますので、詳しくは住宅対策課公営住宅等担当までご確認ください。	住宅対策課 公営住宅等担当 ☎ 0422-60-1905

9. その他の手続き

市の福祉型住宅に住んでいた

手続き 住宅返還や世帯員変更に関する手続き

手続き詳細	期 限
状況によって手続きが異なりますので、詳しくは住宅対策課公営住宅等担当までご確認ください。	できるだけ速やかに 手続きが可能な方 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
状況によって手続きが異なりますので、詳しくは住宅対策課公営住宅等担当までご確認ください。	住宅対策課 公営住宅等担当 ☎ 0422-60-1905

都営住宅に住んでいた

手続き 東京都住宅供給公社（JKK東京）お客様センターへお問い合わせください

手続き詳細	期 限
東京都住宅供給公社（JKK 東京）お客様センター ☎ 0570-03-0071 （平日のみ 9 時から 18 時）	できるだけ速やかに 手続きが可能な方 —
必要なもの	問い合わせ先
—	—

長期優良住宅を所有していた

手続き 地位の承継承認の申請

手続き詳細	期 限
長期優良住宅の名義の変更をした場合は、地位承継の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	名義変更したら速やかに
必要なもの	手続きが可能な方
☐ 承認申請書 ☐ 承継の事実を証しとする書類（相続の場合は相続登記後の登記簿など、売買の場合は売買契約書の写しなど） ☐ 申請者本人でない場合は、委任状 ※詳細は事前にお問い合わせください。	名義変更後の所有者 問い合わせ先 建築指導課構造設備係 ☎ 0422-60-1877

生活保護を受給していた

手続き 担当ケースワーカーへの連絡

手続き詳細	期 限
生活保護の廃止もしくは変更（世帯員減）を行います。返還金が生じないよう、速やかに連絡をお願いします。	できるだけ速やかに
	手続きが可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
—	生活福祉課 ☎ 0422-60-1849

パートナーシップ届受理証等を交付されていた

手続き 受理証等の返還の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がパートナーシップ届受理証等をお持ちだった場合、受理証等の返還届を提出してください。 ※事前に予約した日時・場所に来所	なし
	手続き可能な人
	受理証受領者の一方
必要なもの	問い合わせ先
☐ パートナーシップ届受理証等 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	市民活動推進課 男女平等推進センター ☎ 0422-37-3410

MEMO

9. その他の手続き

災害により亡くなられた

手続き 必要書類の提出

手続き詳細	期 限
暴風、豪雨等の自然災害により亡くなられた市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行います。	なし
	手続きが可能な方 配偶者・子・父母・孫・祖父母 死亡者の死亡当時における 配偶者、子、父母、孫または 祖父母のいずれかが存しない 場合であって兄弟姉妹が存 するときは、その兄弟姉妹(死 亡者の死亡当時その者と同 居し、または生計を同じくし ていた者に限る。)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本市の区域外で死亡した市民の遺族は、死亡地の官公署の発行する被災証明書 ☐ 遺族が市民でない場合には、遺族であることを証明する書類	防災課 ☎ 0422-60-1821

市報の配布を停止したい

手続き 市報配布停止の依頼

手続き詳細	期 限
市報は原則として全戸配布しています。市報の配布停止を希望する場合は、手続きが必要です。 秘書広報課広報担当へ連絡するか、申込フォームをご利用ください。	なし
必要なもの	手続きが可能な方
【必要事項】 ☐ いつから停止するか ☐ 住所、氏名、電話番号	どなたでも可
メール： SEC-KOUHOU@city.musashino.lg.jp 申込フォーム： 下記 URL を検索または右記二次元コードから https://logoform.jp/form/SK8e/shihomusashino_haifuteishi	問い合わせ先 秘書広報課広報担当 ☎ 0422-60-1804 FAX 0422-55-9009



市民葬儀（比較的安い料金で葬儀を行える制度）を利用したい

手続き 市民葬儀取扱店に利用の申込み

手続き詳細	期 限
市民葬儀は、残されたご家族の方々の経済的負担を軽減するために、標準的な葬儀を比較的安い費用で行える制度です。 この市民葬儀は、仏式によるもので、葬祭（祭壇、寝棺）と霊柩車、火葬と併せて、ご予算に応じた組合せができます。 下記の市民葬儀取扱店にご利用の申込みをしてください。申請書は取扱店で用意しています。 (株) 武蔵野葬儀社（吉祥寺本町2-4-15、22-2274） (株) ヨシノ（境南町2-28-9、32-1030） (株) 愛香（西久保3-12-9、37-0150） (有) ナガノ葬祭（関前2-15-2、52-1147）	死亡の事実が判明した時点で取扱店に連絡してください。 手続きが可能な方 市民の方 （ご不幸にあわれた方か、近親者の方が市民であり、市内で葬儀を行う場合に限りです。）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 利用申込み時に印鑑	地域支援課 ☎ 0422-60-1941

戦没者（または戦傷病者）の妻に対する特別給付金、戦没者の遺族等に対する特別弔慰金を受給していた

手続き 国債の記名変更

手続き詳細	期 限
国債の記名者が死亡した際、国債の賦札が残っている場合は、国債の記名（本券裏面）を変更することによって、相続人（民法上の相続人）が引き続き償還金を受け取ることができます。 償還金支払場所（本券裏面に記載の郵便局等）へ届け出てください。	国債の各賦札の消滅時効まで 手続きが可能な方 相続人（民法上の相続人）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 記名変更請求書（償還金支払場所に備付け） ☐ 受取人の死亡を確認できる除籍抄本等 ☐ 受取人と相続人の関係が証明できる戸籍謄本等 ☐ 記名国債 ☐ 印鑑（あらかじめ印鑑等届出書で届けたもの）	償還金支払場所（本券裏面に記載の郵便局等） または地域支援課 ☎ 0422-60-1941

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

MEMO

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 武蔵野税務署 ☎ 0422-53-1311
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書や永代使用許可書等

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明証を発行してもらいます。

3 改葬許可証の申請

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書・除籍謄本・改葬承諾書（墓地使用者が異なる場合）など
※事前にお電話でお問い合わせください。

▼申請先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨の取り出し

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課戸籍係
☎ 0422-60-1840

市役所以外での主な手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証の交付を受けていた	☐	返納手続き	武蔵野警察署 ☎ 0422-55-0110 新宿運転免許更新センター ☎ 03-3343-2558
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
被爆者健康手帳を持っていた	☐	東京都保健医療局保健 政策部疾病対策課また は市健康課へお問い合 わせください。	東京都保健医療局 保健政策部疾病対策課 ☎ 03-5320-4473 市健康課 ☎ 0422-51-7004
預貯金口座などを持っていた	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険などに加入していた	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険などに加入していた	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐輪場を利用していた	☐	定期利用解除には手続きが必要です。 各駐輪場へお問い合わせください。	
自動車・軽自動車を持っていた	☐	名義変更または廃車	関東運輸局東京運輸支局 ☎ 050-5540-2030

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 武蔵野税務署 ☎ 0422-53-1311
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有権 移転（相続）登記など	東京法務局府中支局 ☎ 042-335-4753
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット回線、音楽、映像サービスなど	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
新聞	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

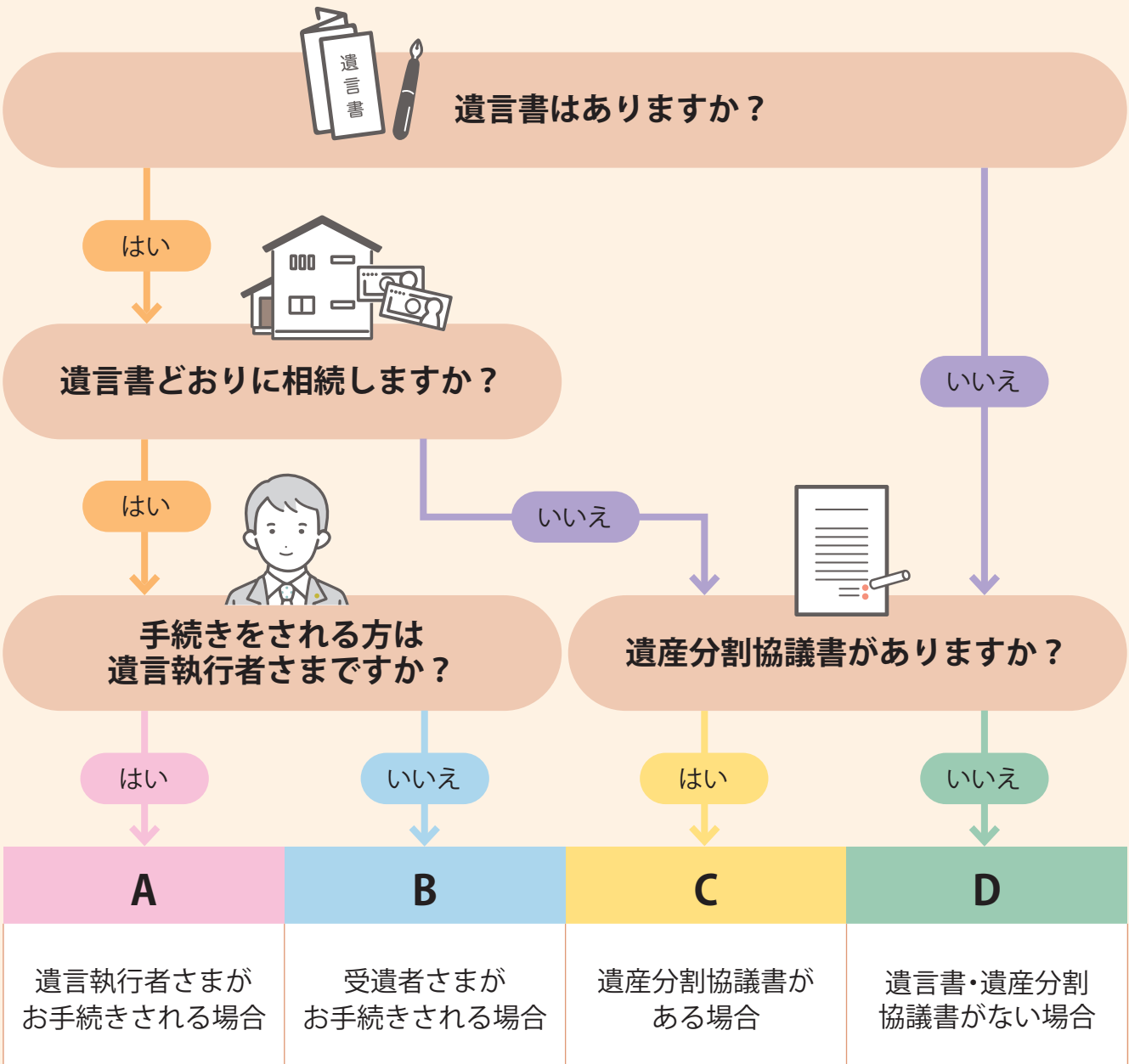
委任状

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

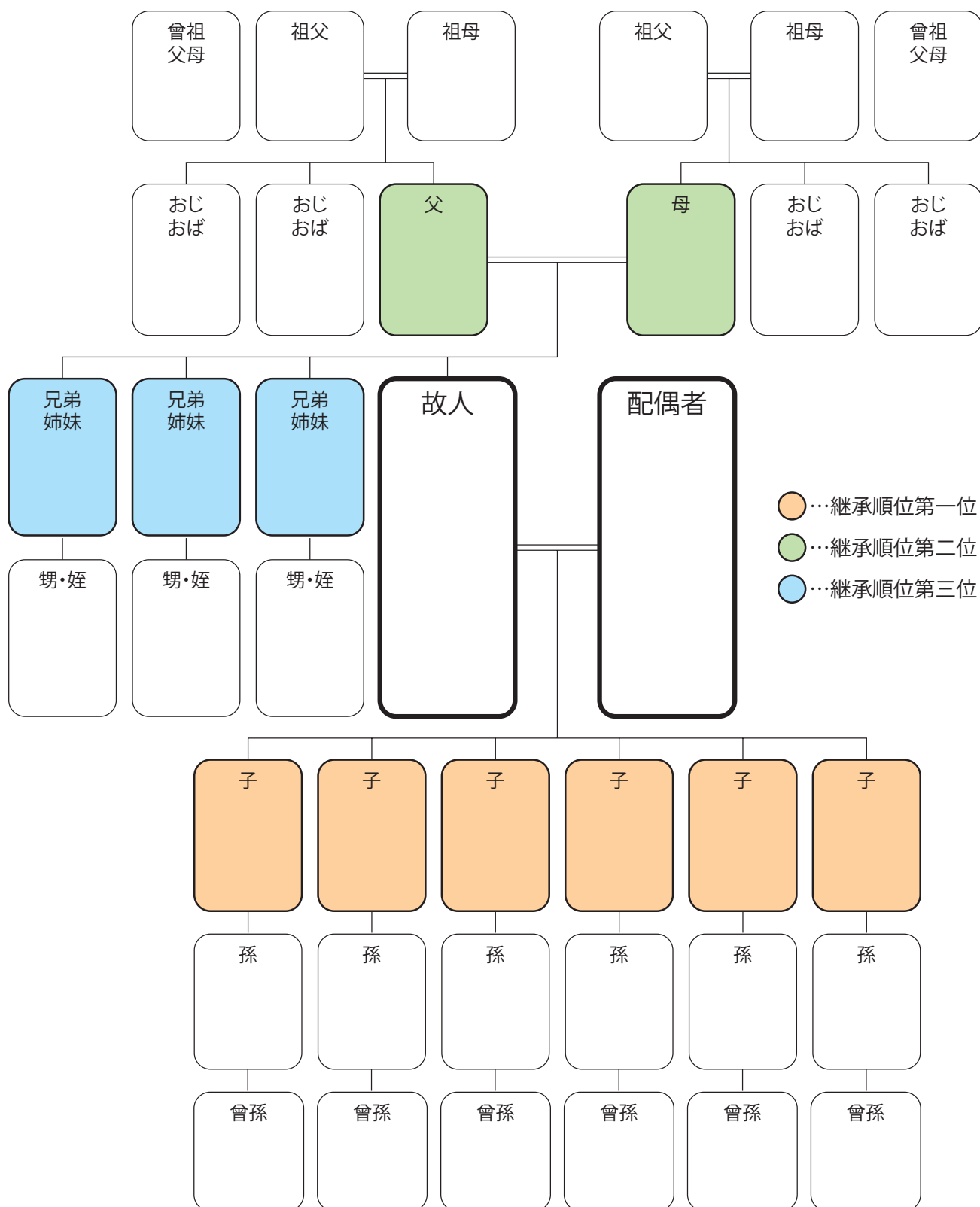
委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、不動産所在地の役所で「名寄帳」を取得することで、不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数
☐	相続登記 (不動産を所有の場合)	3年以内	相続や遺贈などにより不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記をしなければなりません。

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

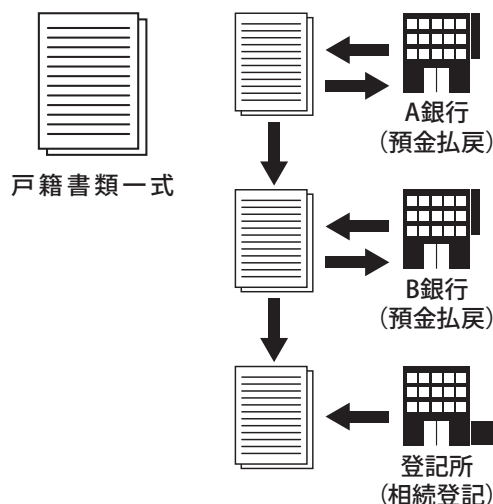
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

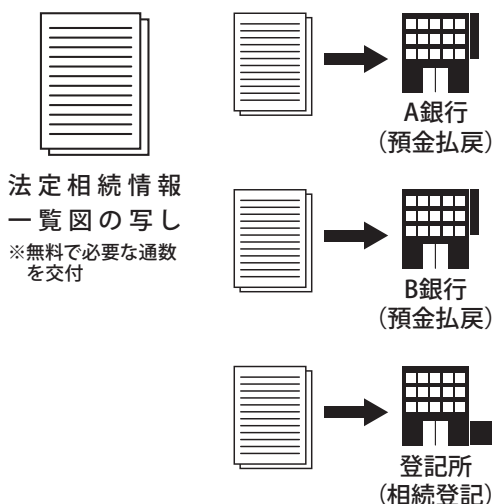
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

預けて安心!

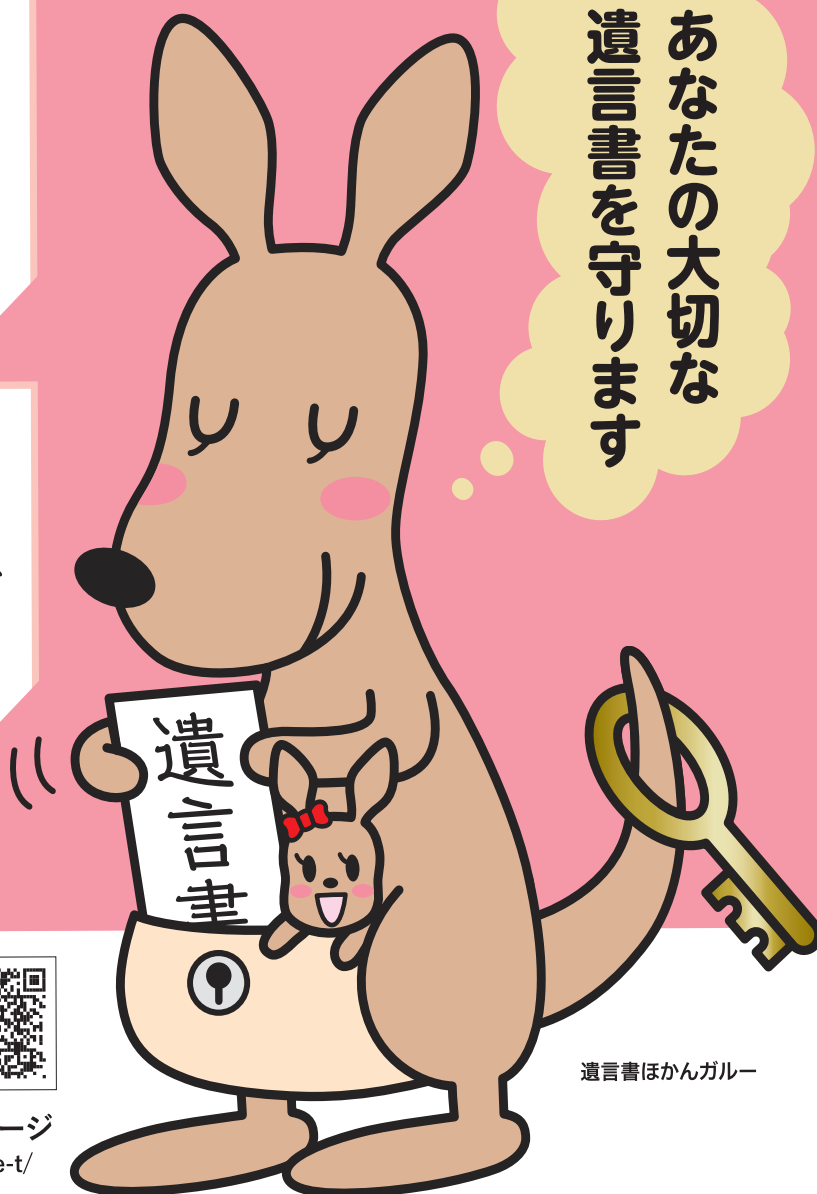
白筆証書遺言書 保管制度

全国の
法務局※
で
ご利用いただけます。

※本局・支局等合計312か所

遺言書の
保管の申請には
3,900円が
かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります



遺言書ほかんガルー

手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

法務省民事局

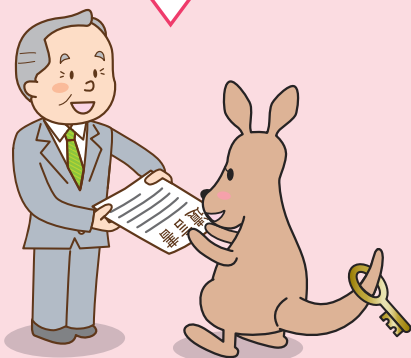
(詳しくは法務省のホームページへ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



遺言者の手続

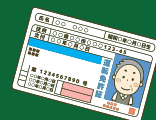
遺言書の保管の申請



- ① 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- ② 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ③ 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ④ 亡くなられた後に通知したい相続人等を1名指定できます。
- ⑤ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ② 申請書※
- ③ 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ⑤ 手数料(収入印紙)



※申請書の様式は、法務省HP
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも
備え付けられています。

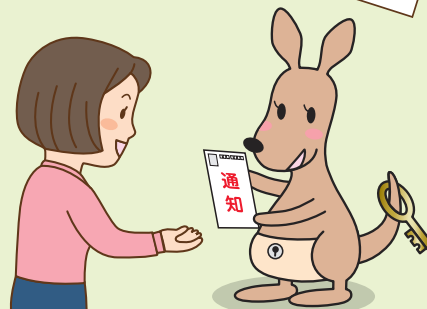


遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時

検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。

委任状

代理人 (窓口に来る人)	住 所		
	氏 名		
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
	日中の連絡先		

上記の者を私の代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

【委任事項】

令和 年 月 日

委任者	住 所		
	氏 名	印	
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
	日中の連絡先		

武蔵野市長 殿

- 【お願い】
- ◆上記内容は、委任者本人が代理人欄も含め、すべて記入・押印してください
 - ◆窓口で代理人の方の本人確認をさせていただきます。マイナンバーカード、運転免許証、旅券などを一点又は、保険証と年金手帳など二点をご用意ください
 - ◆日付を必ず記載してください
 - ◆委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください
(例)
 - ・〇山〇夫の出生から死亡までの戸籍謄本各 1 通の請求・受領に 関すること
 - ・〇山〇子の世帯全員の住民票（続柄・本籍記載のもの） 1 通の請求・受領に 関すること

MEMO

MEMO

発	行	武蔵野市
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発行年月		2025 年 4 月